

(3) これまでの景観形成の取り組み

■これまでの主な経緯

市の動き	昭和62年 ○福岡市都市景観条例 制定 ○都市景観賞創設	
	昭和63年 ○大規模建築物等の新築等に係る都市景観形成指針 策定	平成8年 ○シーサイドももち地区都市景観形成地区 指定 ○「彩都」発行
平成10年 ○御供所地区都市景観形成地区 指定		平成12年 ○天神地区都市景観形成地区 指定
平成15年 ○美しい国づくり政策大綱		平成16年 ○景観法制定
平成17年 ○香椎副都心地区都市景観形成地区 指定		

国の動き

■都市景観行政の概要



■誘導制度

◇届出対象行為

建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕もしくは模様替えまたは外観の色彩の変更等

◇都市景観形成地区

地区	シーサイドももち地区	御供所地区	天神(明治通り・渡辺通り)地区	香椎副都心(千早)地区
位置	中央区地行浜 早良区百道浜	博多区御供所	中央区天神、大名	東区千早
地区イメージ				
目的	21世紀を展望した『海に開かれた活力あるアジアの拠点都市』の創造の一環として、また、「都市景観に大きなウエイトを置いたまちづくり」を将来にわたり維持・育成していくこと	御供所地区固有の歴史・文化を活かした地域と行政の共働によるまちづくりを推進していくこと	都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間の形成を図ること	緑にあふれ、人が賑わい、暮らし楽しむまち「香椎副都心」の形成を図ること。

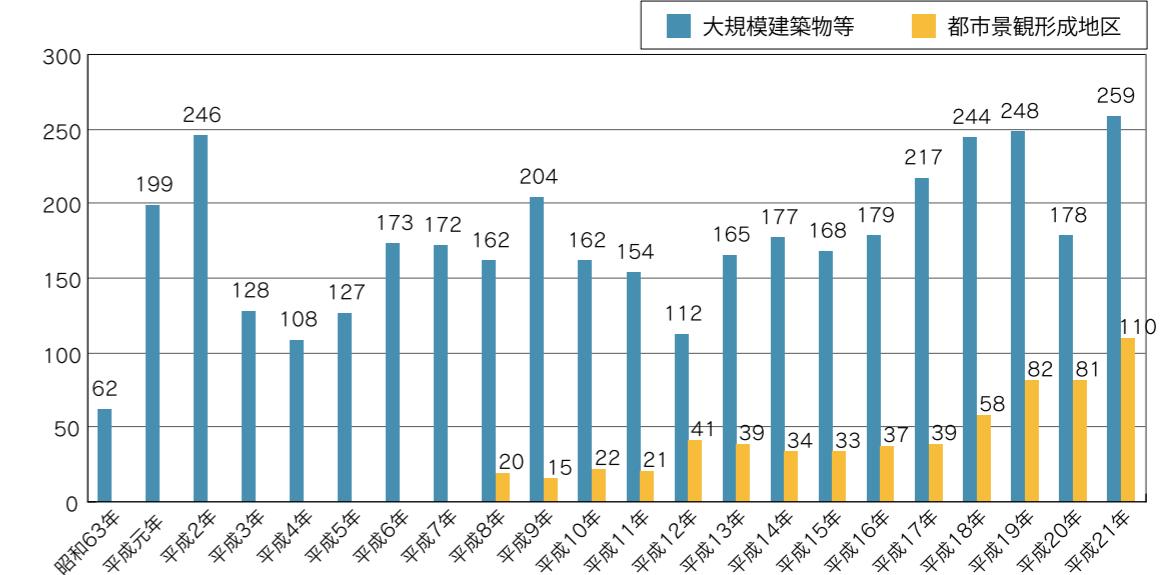
◇大規模建築物等の新築等

●届出対象区域

玄界島・小呂島及び都市景観形成地区を除く福岡市域

●届出の要件

建築物	高さが31mを超えるもの、または延べ面積が10,000m ² を超えるもの
工作物	高さが31mを超えるもの 高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋など幅員が10mを超えるもの、または長さが30mを超えるもの



1. 景観計画策定にあたって

■表彰制度

- ・都市景観に寄与していると認められる建築物やまちづくり活動等について、市民からの推薦を受けて、審査委員会で選考し、表彰する制度

福岡市都市景観賞 昭和 62 年度より毎年開催
(計 23 回開催 表彰件数 179 件)



アクロス福岡



福岡銀行



西日本渡辺ビル



九州大学 伊都キャンパス

■その他の取り組み

- ・都市景観形成基金
平成 19 年設置
積立額 5,487,647 円 (H22.3.31 現在)
- ・彫刻のあるまちづくり
昭和 58 年度から設置
設置数 25 作品



着衣の横たわる母と子



プリマベーラ



風のプリズム

■都市景観情報誌「彩都」



- ・平成 7 年度より毎年発行
(年 1 回発行 計 14 回発行)

■都市景観形成建築物

- ・都市景観形成上重要な価値があると認める建築物等について、指定する制度
- ・御供所地区の寺社の門・塀を平成 11 年度より計 15 件指定



幻住庵



聖福寺



東長寺

(4) 市民意識の推移

本市を美しい都市と感じる人の割合は、上昇してきた。

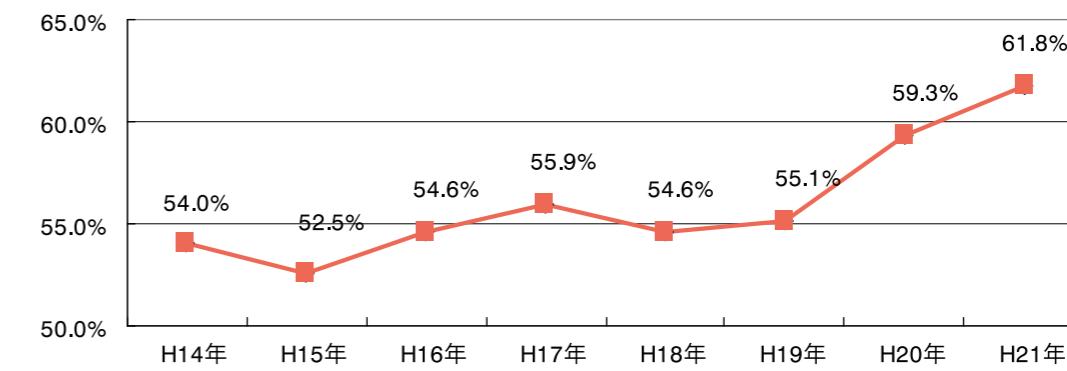
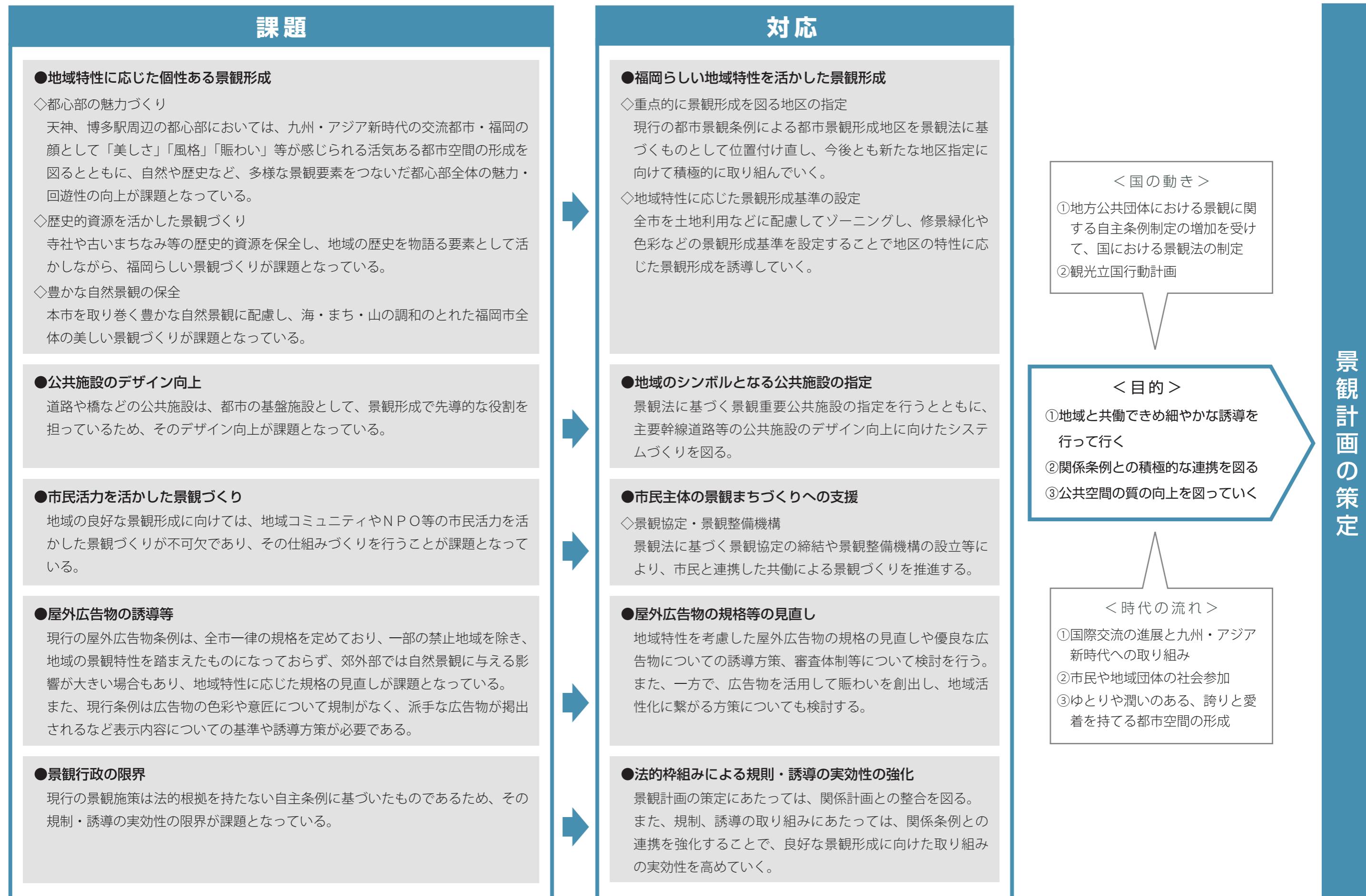


図 福岡が美しい都市景観を持っていると感じる市民の割合
(出典：福岡市新・基本計画の成果指標に関する意識調査)

(5) 景観形成を進めるうえでの課題と対応



(6) 景観制度体系の変更

■制度体系の推移

